

# 青森県報

第三千二百六十七号

平成二十二年  
七月二十六日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

保安林の指定予定……………(林政課)…一  
右 同……………( 同 ) ……一

### 公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(医療薬務課)…二  
大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課)…二

### 出先機関

土地改良区の役員の就任……………(中南地域)…三  
土地改良連合の役員の就任及び退任……………( 同 ) ……三  
土地改良事業の工事の完了……………( 同 ) ……三  
右 同……………( 同 ) ……四

## 告 示

青森県告示第四百九十四号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成二十二年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡五戸町大字浅水字堀切二二、四九、四九五

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び五戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百九十五号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成二十二年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

五所川原市大字飯詰字沢田八五の二、八五の四一七、八五の四二一、八五の四四

四

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字沢田八五の二(次の図に示す部分に限る。)、八五の四二一、八五の四四

四

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。( )

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量  
青森県広域災害・救急医療情報システム役務提供 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県健康福祉部医療業務課  
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十二年三月三十一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社エヌ・ティー・ティー・データ  
東京都江東区豊洲三丁目三の三

- 六 契約金額  
三千三百二十三万五千四百四十円。ただし、回線使用料は利用実績による。
- 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号
- 八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ピアドゥ  
八戸市沼館四丁目七の一・二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 変 更 前                                    | 変 更 後                                     | 変 更 日        |
|--|---|--------------|
| 八戸臨海開発株式会社<br>八戸市沼館四丁目七の二・二<br>代表取締役 園田学 | 八戸臨海開発株式会社<br>八戸市沼館四丁目七の二・二<br>代表取締役 三村裕一 | 平成<br>三・六・一五 |

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社イトーヨーカ堂  
東京都千代田区二番町八の八  
代表取締役社長 亀井淳 外  
届出年月日  
平成二十二年七月八日
- 四 届出年月日  
平成二十二年七月八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十二年七月二十六日から同年十一月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十二年十一月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、目屋土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年七月二十六日

中南地域県民局長 深 澤 守

| 役員別の氏名   | 住 所                   | 就任の年月日  |
|----------|-----------------------|---------|
| 理事 石田 武広 | 中津軽郡西目屋村大字田代字神田一〇四の一六 | 平成三・四・一 |
| 米沢 栄逸    | 弘前市大字桜庭字西田三二〇         | "       |

土地改良区連合の役員の就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、岩木川地区土地改良区連合から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があつたので、同法第八十四条において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年七月二十六日

中南地域県民局長 深 澤 守

| 役員別の氏名   | 住 所             | 就任及び退任の年月日 |
|----------|-----------------|------------|
| 理事 対馬 允  | 弘前市大字鳥井野字長田八四の一 | 平成三・四・六就任  |
| 大瀬 豊     | 大字船水三丁目一の一五     | "          |
| 柴谷 幸一    | 大字津賀野字宮崎七一      | "          |
| 田中 清榮    | 大字種市字熊谷一〇       | "          |
| 盛 貢      | つがる市木造福原妻元七三の二  | "          |
| 福島 弘芳    | 木造林阿曾沼四六        | "          |
| 葛西 清     | 森田町中田鈴森二五       | "          |
| 監事 八嶋 忠満 | 弘前市大字熊嶋字豊田一八九の三 | "          |
| 葛西 林平    | つがる市柏桑野木田浅井三一の一 | "          |
| 太田 昭悦    | 木造菊川平岡五五の一      | "          |
| 理事 対馬 允  | 弘前市大字鳥井野字長田八四の一 | 三・四・七退任    |
| 大瀬 豊     | 大字船水三丁目一の一五     | "          |
| 柴谷 幸一    | 大字津賀野字宮崎七一      | "          |
| 盛 貢      | つがる市木造福原妻元七三の二  | "          |

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 福島 弘芳 | 木造林阿曾沼四六        |
| 葛西 清  | 森田町中田鈴森二五       |
| 八嶋 忠満 | 弘前市大字熊嶋字豊田一八九の三 |
| 葛西 林平 | つがる市柏桑野木田浅井三一の二 |
| 太田 昭悦 | 木造菊川平岡五五の一      |

土地改良事業の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第一項の規定により公告する。

平成二十二年七月二十六日

中南地域県民局長 深澤 守

|                          |        |          |
|--------------------------|--------|----------|
| 土地改良事業の名称                | 事業を行う者 | 工事完了年月日  |
| 大堰地区基盤整備促進事業（農業用排水施設整備）  | 弘前市    | 平成三・三・一八 |
| 古沢堰地区基盤整備促進事業（農業用排水施設整備） | 〃      | 三・三・三〇   |
| 長谷沢地区一般農道整備事業            | 黒石市    | 三・三・三三   |
| 一八年災農地災害復旧事業             | 〃      | 一九・六・八   |
| 〃                        | 〃      | 一九・七・四   |
| 〃                        | 〃      | 一九・七・二〇  |
| 〃                        | 〃      | 一九・七・三〇  |
| 〃                        | 〃      | 一九・六・三   |
| 一八年災農業用施設災害復旧事業一七 一〇 一   | 〃      | 一九・七・二九  |

|                         |      |         |
|-------------------------|------|---------|
| 一八年災農業用施設災害復旧事業二二 一〇 一  | 大鰐町  | 一九・三・三  |
| 一九九年災農業用施設災害復旧事業二二 一〇 一 | 〃    | 二〇・三・七  |
| 一九九年災農業用施設災害復旧事業一六 一〇 一 | 弘前市  | 二〇・二・二六 |
| 一九九年災農地災害復旧事業           | 西目屋村 | 二〇・六・六  |
| 一九九年災農地災害復旧事業           | 〃    | 〃       |
| 二〇年災農地災害復旧事業            | 〃    | 三・三・四   |

土地改良事業の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十二年七月二十六日

中南地域県民局長 深澤 守

|       |             |         |
|-------|-------------|---------|
| 地区名   | 県営土地改良事業の名称 | 工事完了年月日 |
| 黒石・川部 | 一般農道整備事業    | 平成三・三・六 |
| 唐牛    | ため池等整備事業    | 三・三・三   |

|          |                  |
|----------|------------------|
| 高<br>杉   | 新<br>放<br>し<br>堰 |
| かんがい排水事業 | 基幹水利施設補修事業       |
| 三・四・五〇   | 〃                |

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭